

家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会

日時：平成17年4月13日（水）

場所：家電会館1階会議室

社団法人 畜産技術協会

J L T A

午後1時30分 開会

1. 開 会

藤田常務理事 定刻になりましたので、ただいまから「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」を開催させていただきます。

たくさんの方々に御出席いただきましてありがとうございます。私は、この検討会の事務局を務めさせていただきます、社団法人畜産技術協会の藤田でございます。座長が決まるまでの間、暫定的に検討会の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

2. 畜産技術協会会長挨拶

藤田常務理事 この検討会の開催に当たりまして、事務局を代表して、畜産技術協会の山下会長から御挨拶を申し上げます。

山下会長 御紹介をいただきました畜産技術協会の山下でございます。本日は、「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」ということで、この委員をお引き受けくださいました先生方に対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、本日は、お願いしてからの期間が非常に短こうございまして、大変申しわけなく思っておる次第でございますが、日程を差し繰っていただきまして、今日お見えをいただいたことにつきまして感謝を申し上げたいと思います。

また、農林水産省、環境省の皆様方にも御出席をいただきましてありがとうございます。

畜産技術協会は、もう皆さん御承知の方もおられると思いますが、畜産技術の発展向上あるいは畜産技術者相互の交流、畜産分野における海外技術協力などを業務としておりまして、そのための各種調査、研究を進めておる団体でございます。最近では技術者の関係の皆さんだけにとどまりませんで、消費者の皆様方に対しましても畜産技術の普及・啓発ということも実施しております。そういうことから、当協会が本検討会の事務局を仰せつかったというような次第でございます。

家畜福祉についての問題は、もう御存じのように、「動物の愛護及び管理に関する法律」というものがございまして、これに基づきまして、産業動物についても「飼養・保管に関

する基準」が設けられておりますし、「動物の処分方法に関する指針」というものもつくられております。それに沿って進められてきているということかと思えます。

このように、家畜福祉に関します制度が逐次整備されてきておりますが、まだまだ十分とは言えないかも知れませんが、畜産関係者の中にも、最近では Animal Welfare の問題についての意識というものが、若干ずつではありますけれども、高まっているというか、周知されるようになってきているというのが実態ではないかと思えます。

一方、国際的には、もう御存じのように、EU などを中心に家畜福祉にさらなる配慮を行いつつ、動物の飼養管理を進めるべきだと、こういう機運が高まってきてまいっております。それから、最近、OIE（国際獣疫事務局）でも、産業動物の、と畜だとか輸送などの扱いに関するガイドラインを設けるというようなことで、検討をされているやに聞いておるところでございます。

そういう状況から、家畜の飼養管理などを含めまして、より広い視野から Animal Welfare の問題に関連した議論を深めていくことが、やはり国際的な対応の上からも重要だと考えられるわけでございます。このため、家畜の取扱いにかかわる諸問題を御専門の先生方にお願ひしまして広く関係者の方々から種々御意見を伺おうということから、今回の検討会の開催ということになったわけでございます。

本日は、記事次第にもありますように、「家畜福祉に配慮した家畜の取扱い」についていくつかの事項につきまして取り上げていただきまして、検討を深めていただけたらと考えておる次第でございます。

この検討会の委員の先生方には、この分野での実務者の方々、学識経験者の方々を中心に幅広い分野の先生方の御参加を願っております。我が国の実情に沿った議論、検討の進展を期待しております。そして今後、国際的な動向をも見守りながら、必要に応じて、本日はございませんで、本検討会を開催するというのも出てこようかと思えますので、そのときはよろしくお願ひを申し上げたいと思えます。

なお、本検討会では産業動物についての議論を深めていただくことを中心にしておりまして、ペット動物だとか実験動物に関するものは本日の検討の中には含めておりません。

本日の検討会を効率的に進めていただくためには、座長をお願いしなければいけないと思いますが、皆様方のお許しが得られれば、座長には事務局としては、動物福祉と表裏一体的な関係にございます動物行動学の御専門で、この福祉の問題についても御造詣の深い、東京大学の森教授にお願ひをいたしたいと考えております。そういうことで御了承をいた

だけですでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山下会長 ありがとうございます。それでは、どうか、皆様の活発な御議論をお願いしたいということを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての事務局の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

3. 農林水産省挨拶

藤田常務理事 続きまして、本日は農林水産省の方から、生産局畜産振興課の廣川生産技術室長に御出席願っておりますので、廣川室長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

廣川生産技術室長 今、紹介いただきました農水省の生産局畜産振興課で生産技術室長をやっている廣川です。

この会議は、家畜の福祉に関することを勉強したり検討したりしましょうということ考えているのですが、農水省全体としては、今、自給率を向上させようということ、生産性向上というものを前面に出して仕事をしている関係で、それに若干ブレーキをかけるようなことになる、家畜の福祉の話をするのはなかなか難しい状況にはあるのですが、消費・安全局の衛生管理課とも話をし、幾ら何でも、国際的には議論が進んでいるのだから、我々の内部だけではなくて、外に開かれた議論を始めようではないかということで、畜産技術協会というのは畜産の飼養管理技術を振興されているところなので、飼養管理技術というところを切り口に、無理を言って、畜産技術協会にお願いして、この会議を開催してもらっています。

また、会長は動物愛護の審議会の方で委員を長く務められておりましたし、そういうこともあって、無理を言って開催してもらいました。

きょうはいろいろな議論の第一歩、本当はずっとプロセスはあって、先ほど会長から御案内があったとおり、動物愛護の法律もありますし、産業動物の取扱いの基準もあるので、特に産業動物に関する基準は、やや古いなと思わないでもないようなものですので、そういう議論の過程があるにしても、そろそろもう一回考え直すということで、仕切り直しの第1回というふうに考えております。我々も勉強しながら、あと先生の意見をお聞きしながら、これからの展開を考えていきたいと思っておりますので、きょうは活

発な意見交換ができればありがたいというふうに考えております。

藤田常務理事 どうもありがとうございました。

4．委員紹介

藤田常務理事 きょうの検討会は初めての会でございますので、本日御出席いただいて
おります委員の先生方を御紹介させていただきたいと思っております。

ただいま挨拶を申し上げました山下会長から右回りで御紹介させていただければと思
います。

最初に、佐藤委員でございます。

西沢委員でございます。

松木委員でございます。

森委員でございます。

山下委員でございます。

もう一人、大野委員がおられるのですけれども、本日はどうしても日程の都合がつか
ないということで御欠席なさるとい御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げ
ます。

続きまして、きょうは関係省から御出席をいただいておりますので御紹介申し上げたい
と思っております。

ただいま御挨拶をいただきました、農林水産省の廣川室長でございます。

同じく花立課長補佐でございます。

桑原飼養技術係長でございます。

同じく農林水産省でございますが、消費・安全局衛生管理課から、鎌川畜産振興専門官
でいらっしやいます。

同じく前間家畜衛生専門官でございます。

それから、農林水産省の衛生管理課の釘田課長に御出席いただく予定でございましたけ
れども、きょうは緊急の所用がございまして、やむを得ず欠席させてほしいということで
御連絡をいただいております。

それから、環境省の自然環境局から石井動物愛護管理専門官に御出席いただいております。

続きまして、私ども事務局を扱わせていただいております畜産技術協会の方から出席者を御紹介させていただければと思います。

ただいま御挨拶を申し上げました、山下会長でございます。

私の右隣が赤松専務理事でございます。

それから、この検討会の事務局を担当させていただいております木村企画情報部長でございます。

私は、常務理事をさせていただいております藤田でございます。よろしくお願いいたします。

5. 資料確認

藤田常務理事 続きまして、配付しております資料を確認させていただきたいと思えます。

配付資料は、そこに一覧表がありますので、資料の番号とあわせてチェックしていただければと思います。

最初に、資料1としまして、「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会議事次第」というものがございます。

資料2として「検討会委員名簿」がございます。

資料3として「産業動物の福祉に関する法規制について」というものがございます。

資料4として「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会のあり方」。

資料5として「検討事項」というものが1枚紙で入っております。

資料6として「OIEの動物福祉に関するガイドライン(案)について」というものがございます。

資料7として「OIEのガイドライン(案)の論点」がございます。

同じく資料8としてOIEのガイドライン(案)の概要」というものがございます。

それまでが資料ということでございますが、それ以降は参考資料というものがございまして、参考資料1として「動物の愛護及び管理に関する法律」、参考資料2として「産業動物の飼養及び保管に関する基準」、参考資料3として「動物の処分方法に関する指針」、それから少し厚いものですが、参考資料4として「OIEガイドライン原案(邦訳)」というもので、これは訳文でございます。参考資料5として「EU指令等の概要」というものが

ございます。

それから、ちょっと遅れて配付させていただきましたけれども、佐藤委員からいただいております「家畜福祉の倫理と科学」というものがございますので御確認ください。

もし足りない資料とか乱丁等ございましたら、おっしゃっていただければ、事務局の方で用意させていただきたいと思います。

6．座長選出

藤田常務理事 それでは座長の選出なんでございますけれども、先ほど私どもの会長が挨拶で申し上げましたとおり、座長には東京大学の森委員にお願いするということで、よろしくお願ひいたします。森委員には、座長席の方に移っていただければと思います。

〔森委員、座長席に着く〕

藤田常務理事 以降は森座長、よろしくお願ひいたします。

森座長 森でございます。山下会長から御指名を受けまして、委員の先生方から特段の御反対はなかったということで、大変僭越ではございますけれども、これからの議事進行を行わせていただきます。

私は日ごろ獣医学の分野で動物行動学というものに携わっておりますけれども、日本の獣医学では動物行動学というのは比較的新しい分野でありまして、今から十数年前に、私どもの研究室が初めて、公私立16の大学の中で立ち上がったわけですがけれども、どのような教え方をしているかわからないというので、欧米の先生たちにいろいろお世話になりました。

その1人がケンブリッジ大学獣医学部のBROOM教授という方でして、この方はEUでも国際的にも、動物の福祉の問題についての専門家、エキスパートとして活躍されている方です。この方は常に、動物行動学と動物の福祉の問題は表裏一体であるということを口を酸っぱくして言われており、私もそのように教わったのですがけれども、なかなか、福祉の方まで勉強が及ばなくて今日に至っております。きょうは、佐藤先生ですとか松木先生という、この道の専門の方もいらっちゃって、大変いい勉強の機会をお与えいただいたと思って、関係各位に感謝をいたしております。

もう1つは、日本獣医学会と日本獣医師会が初めて、来年3月に合同で大会を筑波でやる予定になっておりますけれども、そこでも動物福祉の問題を何とか取り上げようという

ことで今準備を進めておりますので、いろいろ機が熟してきたというふう感じております。

また、昨年、ニュージーランドのマッセイ大学の先生にしばらく東京大学に客員教授としておいでいただいたのですけれども、その先生がおっしゃるには、ニュージーランドでは今、動物福祉の問題に対して農家の関心が高いとのこと。これは別に、お上の方からどうこうということがあったわけではなくて、良質の畜産物を輸出するためにはどうしても動物福祉という観点がなくては順調にいかない。特に先進国に対する畜産物の輸出ということ考えた場合に、そういうことに真剣に取り組まざるを得ないというふうに、農家のレベルで強く感じて、それで自発的に大変熱心に勉強しておられるということをお聞きしました。そういうものなのかと思って、改めてこの分野に関心が深まっていったところでありますので、ちょうどいい機会をお与えいただいたと思っております。

7. 議 事

森座長 それではこれから議事を進行させていただきます。

まずは、この検討会の運営方法の基本的な事項について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

藤田常務理事 この検討会の運営方法ということでございますけれども、特段の定めがあるわけではございませんが、一応、基本的には、この検討会は公開でさせていただく。それから会議の議事録につきましても、発言者の方のお名前をつけまして公開にさせていただければというように考えております。そういうことで検討会の運営につきましても以上でございます。

森座長 特段の問題がない限りは、ただいま御説明のありましたような形で進めさせていただきますと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森座長 それでは、早速ですけれども、「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」議事次第に沿って、これから進めていきたいと思っております。

海外における家畜福祉をめぐる情勢と考え方

森座長 まず、海外における家畜福祉に対する取り組み等に大変造詣の深い佐藤先生から、「海外における家畜福祉をめぐる情勢と考え方」について御説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 佐藤です。この印刷物「家畜福祉の倫理と科学」ということで、これは『生物科学』という雑誌に頼まれて書いているものです。今印刷中ですが、そういうことで大学院生向けに家畜の福祉を簡単に説明してくれという要望で書かれたものです。

中身ですが、家畜福祉を取り巻く世界的な潮流の話を最初に書いて、それはイントロのところですね。そして1番目に「畜産文化における動物福祉の必要性」。畜産文化の中の倫理として、こういう家畜福祉という発想があるんですよということが1番目になります。

2番目は、その定義、そして、家畜福祉の改善に向けてどういう方向を向いているのかということです。

3番目は、「動物福祉研究の歴史」ということで、大学院生を対象ということもありましたので、研究がどうなっているかという話を紹介しました。

4番目は、動物福祉を科学的にどのようにとらえることができるかということで、行動学的な評価法と生理学的な評価法を紹介しております。

5番目は、「飼育環境整備の方法」ということで、具体的にはどういう形で福祉という観点から飼育環境を整備しようとしているのかということです。

最後は、「家畜福祉総合評価法」。単発的に家畜福祉にかかわる、それぞれの属性の研究は行われてきているのですが、これがいいとか、福祉レベルが高いとか低いとか、こういうものをトータルとしてどうとらえられるのかという話を最後に書いたということです。

一番最初のところから紹介しますが、世界的潮流の1番目のところは、OIEでの取り組みということですね。鎌川さんと松木先生と3人で、2004年の会議に参加してきたわけですが、政府関係者、獣医担当の当局者、科学者、畜産関係の生産・加工・流通業者、動物福祉団体メンバーということで、かなりの数の参加がありました。

なぜ、OIEでこんなことを取り上げたのかということなのですが、左側の段落の真ん中以下ぐらいのところ、世界貿易機構(WTO)が「植物衛生検査措置の適用に関する協定」のもとで、科学的根拠づくりをOIEに頼んだということがあります。これを受け

て、OIEで2001年から2005年の長期計画の検討課題として、動物福祉と食品安全をとらえて検討が始まった。この会議の中でもWTOが出てきて、ここまで - 基本的には植物衛生検査措置ということですので、動物福祉のところまで入ってもらう必要はないんじゃないかという危惧を、WTOの方は出していたという経緯があります。いずれにしましても、2005年5月の総会で、このように家畜福祉の国際基準というものをつくろうとしているということが非常に大きな問題かと思えます。

2段落目に書きましたけれども、OIEは科学的に家畜福祉の基準をつくろうとしていますので、この科学的検討の母体として、国際応用動物行動学会と世界獣医学会が協力してやりますということになっております。その後は、私がことしの8月に国際学会を運営委員長としてやるものですから、その宣伝を書いたということですが、今回、国際応用動物行動学会の国際会議が日本で、麻布大学で開かれるということがあります。その中でも、家畜福祉の話題が出てくるものと思っております。

もう1つ紹介したかったのは、2番目、スーパーマーケットなど小売業者が自主規制をやっているということです。特にアメリカの場合は、こういう家畜福祉の基準というものはありませんで、ヨーロッパはEUの指令とかで、90年代にすべての整備をやっているわけですけれども、その土台でもってOIEの基準というものもほとんどつくられています。ちょっと読んできたのですが、内容はEUの考え方とほとんど一緒ですね。

アメリカの方では、スーパーマーケット等が自主規制をやろうとしているということです。一番最初に紹介したのはイギリスの件ですけれども、CIWFというところが、大型スーパーに対して動物福祉の基準向上、どういう状況にあるのかという調査をしているのですけれども、ここに挙げた8つの、ASDA、Co-op、M&S、Morrison、Safeway、Somerfield、Tesco、Waitrose、こういうところで調査をしているのですけれども、全てのスーパーマーケットが家畜福祉特命の執行役員を持っているということとか、企業として家畜福祉規定をつくっているということですね。あと、Morrisonを除いて輸入品にもその規定を適用していると、そういうことが紹介されています。

その次は、家畜福祉研究に基金を提供しているということです。

あと、具体的には、いろいろな動物のいろいろな家畜の飼育基準みたいなものを持っているわけですけれども、ここで紹介したのは豚肉だけですが、ストール飼育の妊娠豚からの生産というのは非常に少ないということですね。Morrisonは20%。それでも20%しか利用していない。分娩枠の利用も60から93%ということで、何%かはこの分娩枠を

使っていない。ワラが必ず入って、55%から100%の農家で使用されている。屋外繁殖が36から85%。断尾も、何%かはやらない豚がある。犬歯切りも半分ぐらいやっていない。去勢も半分ぐらいやっていない。このような飼育方法で提供している。

アメリカでは、2000年に動物権利団体のキャンペーンが大々的に行われて、食品マーケティング協会が検討を始めまして、結局、結論はこの4行目に書きましたように、消費者というのは家畜の飼養管理に特別な関心はないのだけれども、家畜が苦痛・虐待・無視といった管理にさらされないように、スーパーマーケットが管理してくれ、きちんとそれを保証してくれという発想のようです。そういうことで、家畜福祉ガイドラインというものを、食品マーケティング協会とかレストラン協会がつくっているというふうになっているようです。

こういう世界的な状況だということですね。

1番目、なぜ日本でこういうのが余り議論にならないかという話ですけれども、動物への配慮というのは文化によってかなり違うということです。西欧の畜産文化の中では、動物への配慮というのは家畜福祉なのだと思います。我々農耕民族のようなところでは、家畜とのかかわりというのは余りないですね。農耕文化の中では、かかわりというのは、使役ということで、殺すなということと放生ということ、これが動物への配慮になっているということですね。

あと、狩猟採集民というのは家畜とかかわるわけではなくて、野生動物とですから、その野生動物への配慮、持続的な生産といいますか、そういうものへの配慮があると。

いずれの文化の中でも、動物への配慮があって、動物に配慮するということは人間の本質だろうという話をここでは書いたということです。

我々は農耕文化と言いながら、今、畜産物を非常に多く摂取しておりますので、そういう畜産文化への脱皮というものが必要で、その中で動物福祉というものは避けて通れない、持続的に畜産を展開していく中で重要な視点だろうということを、1番では書きました。

ここには図が入っているのですが、それは省略されております。文化によってどういう配慮が行われたかというものを整理した図をここにはつけました。

1番目は、そういうことで、日本でも畜産文化をきちんとつくっていく必要があるだろうということがポイントです。

2番目は、動物福祉の定義と基本的方向ということですが、先ほど森先生からも紹介があったBROOMの定義を見ますと、「個体を取り巻く環境と適応する努力に関する状態」

だと。環境と適応する努力ですね。その状態の判断というのは健康かどうかということです。精神的にも肉体的にも健康かどうかということで、その状態が影響されるのは、人の世話・管理・影響下にある動物個体あるいは集団の物理的、環境的、栄養的、行動的、社会的要求との関連で、こういう要因で影響されるという発想です。

その次の段落で紹介したのは、1960年代ぐらいから、こういう家畜福祉の検討が始まっているわけですが、最終的に92年に、イギリス政府への勧告機関である「家畜福祉専門委員会」が5つの自由というものを提案して、これがずっと、家畜だけではなくて、ほかの飼育、動物に関しても、これが基本原則だろうということで認められてきているということです。

この5つというのは、まず、空腹及び渇きからの自由ということで、水も含めた栄養摂取をきちんとさせろということです。

は、不快からの自由ということで、快適な環境を与えなさいと。物理環境、熱環境、音の環境、ガス環境などの快適な環境を与えなさいということです。

は、病気とかがをさせないようにしなさいということです。

は、正常行動を発現させなさいと。動物には正常行動というものがあると、この発想ですね。それを畜舎の中でも飼育環境の中でも発現させなさいということ。

は、恐怖、驚かせるなということです。殴る、蹴るとか、そんなことで驚かせるなということで、それほど難しい話ではないという気は、私はしています。

の正常行動発現というところが若干わかりにくいところかなと思います。

その後ずっと書いたのは、正常行動というものがありますよと。行動というのは、何か必要があって環境に対して働きかける。そして必要を満たすという、そのための道具なわけですけども、それだけではなくて、何かをやりたがっているという、そういう部分がありますよということを説明しました。

3番目は「福祉研究の歴史」。これは大学院生向けに書いたものですから、何年ぐらいからこんな研究があつて、こんな雑誌に論文が載っていますよと。それなりのインパクトファクターのある雑誌になっていますよという、そういう紹介をしました。

4番目が「動物福祉の評価法」ということですが、この評価法の右側の段落の12行目に書きましたけれども、行動的・生理的ストレス反応を客観的に捉えることが基本的な動物福祉のとらえ方です。近年、さらに、こういうストレスということではなくて、積極的な喜びというところの評価をやっていかななくてはいけないのではないかということが言わ

れてきています。報酬システムの評価とか、ホルモンではオキシトシンが反応するという
ことで、これなどは泌乳ホルモンと言われるものですので、喜びの状況をつくることによ
って、生産にいい影響を与える可能性があります。

あと、ストレス反応というのは当然、エネルギーを使う反応ですので、生産に向くエネ
ルギーが減るということですね。論理的には、動物福祉というのは生産とかかわるだろう
というふうに考えられるわけです。

あと、生理的評価法。これはストレス反応ですので、この辺の説明をしたということだ
す。

行動反応も、ストレスをかけると特徴的な行動が出ます。葛藤行動とか異常行動と言わ
れる行動が出ますので、こんなものでもって評価していくというのが一般にやられていま
す。

こうすることで、殴る、蹴るしたらどうなるとか、welfare にかかわる各属性の評価とい
うのは、1つ1つについてかなり進んだんですね。最初、ヨーロッパでも、やはり何が何
だかわかりませんので、そういう研究にお金が回って、1つ1つの属性、welfare にかかわ
る属性が特定されて、それで、さあよいよ実際どうしたらいいかという話に今なってき
ているということですね。

5番目は、そういうことで、各属性の制御になるわけですがこれも単一についてはかな
りもう出てきている。栄養要求量は当然、各国で整備されておりますし、日本も整備して
おりますし、熱環境をどうしたらいいかとか、大気環境をどうしたらいいか、光環境をど
うしたらいいか。こういう物理環境をどうしたらストレスを少なくして飼えるか、精密な
飼育管理ができるかということはかなりわかってきている。

社会環境についても、仲間とのかかわりですね。こういう環境についてもかなり立派な
本がもうできております。畜舎施設環境というもの。管理者の取扱いによって、どのよ
うに家畜が反応するか。これらも全部、非常に膨大な資料が整理されているということです。
何回も言いましたように、それぞれの属性、そしてその単一評価というのは終わっている。
かなり終わっているという段階です。最終的に総合評価という段階に今入ってきていると
いうことです。

99年に家畜福祉の総合評価の第1回ワークショップが開かれ、第2回が2002年に
開かれているということで、こういう総合評価が始まってきているということです。牛に
ついてはオーストリアのBARTUSSEKというのが、Animal Needs Index というものをつ

くりまして、ファイブ・フリーダムズを満たすようなチェックシートをつくりました。プロトタイプで、これを徐々に改善していくと思いますけれども、結構広く使われていて、オーストリアとかドイツの有機畜産の認証基準の1つとして使われたりしています。

この中身を書きましたが、肝心の餌の話は全く書いてないということで、プロトタイプという感じがいたします。この評価法でもって、最後のところに書きましたけれども、ANI35/2000、1900何年だったかな、大分前からつくられているのですけれども、それをずっと改良してきているのですが、これによる評点というものが目や結膜の正常性、心臓血管系正常性と相関がありますとか、飛節における胼胝（たこ）とか疥癬（かさぶた）とも相関がありますとか、総合評価が、そういう家畜の健康性につながっていますよという、そんな紹介もされているということで、この辺を今後やっていく必要があるだろうなというまとめをしたということです。

森座長 ありがとうございます。

ただいまの佐藤委員の御説明につきまして何か御質問、コメント等ございますでしょうか。今の5つの自由すなわちファイブ・フリーダムズというものを聞いて、獣医学の領域でも同じだなと私が思ったのは、肉体的な侵害に対するものがずっとこれまで獣医学の主要な対象となっていたのですけれども、ようやく心理的なストレスですとか、そういうものに対する取り組みが始まってきたということがあります。それから、これは獣医学にとどまらず、医学の領域でもそうですが、病気だけに目をつけていたのが、心理的ないろいろなファクターが免疫力に大きく影響を与えること、つまり大きな心理的ストレスを受けると、さまざまな感染症に罹患しやすくなったり癌が発生してきたりするし、逆に落語を聞いてげらげら笑うと、大変免疫、抵抗力が上がるという、そういうことにも注目が集まっています。そのようなことと並行して、家畜福祉の問題にも波及というか、いろいろ影響を与えつつ進展しているんだなという印象を受けましたけれども、何か、委員の先生方、御質問、コメント等はございませんでしょうか。

松木委員 EUのお話をいただいたので補足しますが、1997年にEU統合の条約であるアムステルダム条約というものが締結されたのですけれども、そのときに、動物の福祉について特別の提唱が出されまして、これがその後のEUの家畜福祉政策の基本になっているのではないかと思います。その議定書の要約として注目されるのは、家畜は単なる農産物ではないと。感受性のある生命存在であるというふうに宣言されまして、それに基づいて加盟国は、関連した政策なりいろいろな事業をしなくてはならないということが、

EUのかなり大きな変化ではないか。この辺は注目されていいと思います。特に日本がこれから、家畜福祉、動物福祉について考えていく場合に、家畜に対する理念系の概念をどうとらえるかということ、まず最初に考えていこうということになりまして、御紹介させていただきました。

森座長 ありがとうございます。EUの問題はまた後で出てくると思いますので。

私の方から1つ、佐藤委員に質問させていただきたいのですけれども、イギリスで大手のスーパー8つが、すべて家畜福祉特命の執行役員を持っているという御紹介があったのですけれども、こういう方というのは、どういうバックグラウンドというか、どういう方がなるのか御存じでしたら教えていただきたいと思います。

佐藤委員 ちょっとわからないですけれども、アメリカのマクドナルドはテンブルグランドンなんですね。今回のOIEの施設の部分などはほとんど彼女の研究が中心になっているのですけれども、そんな方がなっていますね。だから、そういう人がかなりかかわっているのではないかと思いますけれども、具体的にはわかりません。

森座長 ほかはよろしいでしょうか。

廣川生産技術室長 委員ではないのですが勉強させてください。今、座長の方から、イギリスの取り組みの話の質問だったのですが、アメリカでスーパーマーケットが動いているという話で、差別化と今日呼ばれている手法でもあろうかと思うのですけれども、これは国内市場だけ考えてやっているのか、それとも、輸出も考えて、EUが取り組んでいるようなガイドラインに合わせたものをつくり出そうとしているのか、そのあたりはどんな感じなんでしょうか。

佐藤委員 私もよくわからないですけれども、EUでは補助金を出そうとしていますよね。CAP、農業共通政策の中で2005年、一家畜単位当たり、最大で500ポンドを出そうとしています。そういうことで多分WTOは警戒しているのだと思うのですけれども。そういう形で規定を輸入品にも適用しよう。アメリカはよくわかりませんね。

松木委員 私は農業経済学を専門にしているものですから、WTOの関係について研究しているので御紹介したいのですが、EUはWTOに対して動物福祉と農業貿易に関するEU提案というものをしています。これはどういうことかといいますと、WTOの農業関係の補助金の中に、家畜福祉に対する補助金を認めろという提案をされているわけです。WTOの、農業に対する補助金の大きなシェアとしては多面的機能というものがありますけれども、これはもう当然のことです。それは、日本も、反対されていたアメリカ

なども理解されているのですが、EU独自としては、今御質問された家畜福祉による生産物を輸出したいと。あるいは輸入する場合には、家畜福祉の基準に合ったようなものを輸入する。それは下手すると貿易障壁問題にもなるということで、EUの農業交渉の中の大きな柱にしています。その辺が1つあると思います。日本の場合はほとんどそれが理解できていないというふうにEUの人たちは言うておりますけれども。

もう1つは、先ほど佐藤さんが言った、マグドナルドは独自の基準をつくって、取引相手の農家に対する取引条件としています。イギリスでもFAIというFood Animal Initiativeという実験牧場があります。マグドナルドとテスコ等の食品企業によって、2年ほど前につくられました。その設立目的には家畜福祉に合ったような飼養環境なり飼養技術を同時に開発し、商品ブランド化していくという戦略が含まれています。そういう意味では、佐藤委員が御報告されましたものが刻々と実現化していく動きが出ています。

森座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。もしよろしければ、議事を進めさせていただきます。

我が国における産業動物の福祉に関する法規制について
家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会のあり方
家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する考え方の例

森座長 我が国における産業動物の福祉に関する法規制について、家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会のあり方、家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する考え方の例まで、農林水産省の方から一括して御説明をいただきたいと思います。

廣川生産技術室長 資料3が法規制の話なので、簡単に御説明します。「動物の愛護及び管理に関する法律」がまずありまして、これは家畜だけ相手にしている法律ではありません。ただしというか、一般論として第5条というものがあります。これを読み上げますが、

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように務めなければならない。

こういう一般論のような決めがあって、それで、さらにもう少し細かいものとして、参考資料2になりますけれども、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」、それから参考資

料3「動物の処分方法に関する指針」があるというのが現状です。

それで「産業動物の飼養及び保管に関する基準」というのは、参考資料2なのですが、見ていただくとわかるとおり、A4で1枚の、非常に簡単なものが基準になっております。ここに流れているのは、動物に対して愛情をもって飼養するということとあわせて、産業動物によって人の方が傷つてはいけないという、両方の面を書いている基準になっています。歴史のあるというか、古い基準で、昭和62年につくられたものでございます。

今、法律等に関しては、そういう形で規制を受けているのは、この程度であるという紹介でした。

次は、資料4ですけれども、これは、冒頭、会長の御挨拶にあったとおりでして、この検討会は何をするのかというので書いてあるものです。要は、私の挨拶で言いましたけれども、家畜の福祉に配慮した家畜の取扱いについて、そろそろ仕切り直しの議論を始めましょうかということです。

その次に、資料6、7、8があるのですが、こちらの方は衛生管理課の方をお願いすることにして、先ほど佐藤先生から紹介がありましたけれども、私の方では参考資料5のEU指令について少しだけ御紹介したいと思います。これは、きちんとした訳になっていないので、概略になってしまっていて恐縮なんですけれども、EUでは、EU理事会指令という形で、各国に、この指令に基づいて、実際の法的規制は各国に任せるけれども、最低限こんなことでやりなさいという指令がございまして。その内容はここに書いてあるとおりなんですけれども、適切に動物を管理する人を配置しなさい。動物はちゃんと観察をしなさい、観察の記録を保存しておきなさい。

それから、先ほどの5つの原則の中にもありましたけれども、行動の自由を確保しなさい。設備、機械、備品についても動物に配慮したものにしなさい。さらに、飢えさせてはならない、飢餓感を持たせてはいけないみたいな話が文章化されています。それから、治療、予防行為にあっても、無用な恐れ、痛みなどを与えてはいけない。こんなことがきちんと書かれたものがあります。

さらに、EU指令には、できた時代はもっと前になるのですけれども付属書というものがあって、詳しい内容が、牛、豚、ニワトリに関してつくられています。それは、既設設備なんですけれども、飼育密度とか壁の厚さとか、きちんと決められています。

それから、飼養管理基準についても決められていて、こんなものを整備していないといけないとか、温度管理の話、換気の話が書かれています。

光についても、要は余り暗くしてはいけないということ。

家畜も定期的に健康をチェックしないといけない。

あとは、EUの理事会指令に基づいて少し細かい内容が決められている。

こういうものが、EU指令としてあって、EU域内での流通をしようとする、この構造基準に合っていないと動かせない。こういう状況がEUの中ではあるという紹介です。

鎌川畜産振興専門官 続きまして、OIEのガイドラインの提案につきまして御説明させていただきます。

OIEにつきましては、先ほど佐藤先生の方から御紹介がありましたように、これは現在、しかも167カ国の加盟国の政府獣医当局者から成っております国際機関でございます。このメンバーにつきましては、各国の獣衛生行政を司ります首席獣医官の方々の集まりによって組織された機関でございます。

5年ごとに、戦略ペーパー、Strategic Plan と呼ばれるペーパーですが、今後5年間、どのようなものについて、どういう作業を進めていくかという戦略ペーパーをつくるのですが、2001年から2005年の戦略ペーパーをつくる以前に、OIE加盟国から、是非OIEに、動物福祉に関するアイテムを背負ってほしいというような要望があったということを伺っております。これが発端となりまして、この戦略ペーパーの中に優先事項の1つとして盛り込まれたということでございます。

具体的には2002年春の総会におきまして、動物福祉に関します常設のワーキンググループを設けることが満場一致で採択されています。これまで合計3回の作業部会が開かれてきております。最近では、昨年12月に作業グループ会合がOIEで開かれております。

陸上・海上輸送それから、人道的なと殺及び疾病防圧のための殺処分に関するガイドライン策定が次々と進められてきておりまして、今回の5月の総会で採択にかけられることになっております。

ガイドラインに関しまして留意する必要があるポイントとして考えられますのは、現行の2004年版のOIE陸棲動物衛生規約にも載っておりますけれども、動物福祉の問題は基本原則及び科学的根拠に基づく必要があるとされておりまして、これらに照らして合理性があるかどうかを見極める必要があると。

また、提示されたガイドライン案でも記述されておりますとおり、これは殺処分のガイドラインになりますけれども、動物福祉、オペレーターの安全、バイオセキュリティの3

つのバランスを確保していくことが重要であり、この3つのバランスが損なわれるおそれのある事項については、ガイドラインへの採用の是非も含めて慎重に見極めていく、検討していく必要があるというふうと考えられます。

また、行政組織、法制度、資格等に関する事項に関しましては、余りリジッドに、ぎちぎちに厳しく縛ってしまうと動きにくくなるということで、できるだけ柔軟性を持たせるような内容が必要なのかなということが考えられます。

2枚目でございますが、これはホームページに載っておりましたものを抜粋して掲載させていただいております。これはあくまでも、OIEが今後イニシアチブをとっていくという内容が書かれたものでございます。若干触れておりますが、動物福祉はWTOのSPS協定でカバーされていないということが書いてありますが、本件はWTOのSPS協定上もあいまいな位置づけになっているということかと思えます。

それから、後ろから2枚目でございます。「動物福祉に關しますガイドラインへのイントロダクション」、これは仮訳をしてございますけれども、これは既にもう現在の2004年版のOIEのコードに載っております。これには、先ほど佐藤先生からも御紹介をいただきましたように、動物福祉を導くための原則が述べられておまして、その中には5つの自由、3つのRなど、動物福祉を考えていく上での基本的な事項が述べられております。それから「ガイドラインのための科学的根拠の考え方」、その二本立てで今のところは載っております、今度は具体的項目として、輸送、と殺という形で各論として入ってくるということが想定されます。

それから、OIEのガイドラインの論点でございますけれども、「動物の輸送に關するガイドラインの論点」ということで、我が国におきましては、家畜の輸送につきまして配慮すべき事項としましては、「産業動物の飼養及び保管に關する基準」において定められておまして、これは枠の中に示されたものでございます。

一方、OIEのガイドラインでは、動物の陸送、海上輸送のガイドラインが準備されたということでございます。

大きな柱としましては、1．輸送時の家畜管理者の明確化、能力、2．輸送計画の策定と保持、3．輸送中の家畜の取扱い、4．上記1～3を確保する管理体制ということをお細部にわたって規定してございます。

2枚目でございますが、これは私ども衛生管理課の家畜防疫のところにかかわってきますけれども、「疾病コントロールを目的とする人道的な動物の殺処分に関するガイドライ

ン」でございます。このガイドラインの目的は、動物の人道的な殺処分を行うということ
でございます。まず家畜防疫の観点から実施する殺処分の原則を確認しておく必要がご
ざいます。

我が国におきましては、この枠の中に示してございますが、これは1つの例でございま
すけれども、例えば口蹄疫。これは非常に伝播力の強い、家畜に甚大な影響を与える伝染
病でございます。これは、できるだけ早く蔓延の封じ込めを行わなければならないという
ことで殺処分を行うという措置が講じられるものです。「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防
疫指針」というものを我が省では定めてございまして、この中で殺処분을定めた規則につ
いて抜粋してございます。

OIEのガイドラインの第1条の一般原則から第4条の運用上のガイドラインまでの総
論とも、ほぼ整合していると考えられております。

それから、第5条に各論につきましては、いろいろな殺方法を選択できるような形で
併記されております。これは、今度、技術的に問題がないかということは検証していく必
要があるかと思えます。

あと、資料8につきましては、ガイドラインの中身を抜粋、項目を羅列している資料で
ございますので、ごらんになっていただければと思えます。

森座長 ただいまの御説明につきまして何か御質問、コメント等、ございますでしょ
うか。

もしないようでしたら、ここで10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

午後2時44分 休憩

午後2時58分 再開

森座長 再開します。ここまでは、基本的な情報をいろいろと提供していただきました
けれども、これから本会の趣旨であります「我が国の家畜福祉に配慮した家畜の取扱い」
ということで、この課題に関する検討に入っていきたいと思えます。

現状認識と当面の検討事項

森座長 まず、その検討を行うに当たりましては、「現状認識」「当面の検討事項」等
につきまして、農林水産省よりそれぞれ御説明をいただき、それに対して委員の方から御意
見を伺うというやり方で進めていきたいと思えます。

まず、「現状認識」について御説明をお願いいたします。

廣川生産技術室長 私の方から説明いたします。この会では、どの辺にポジションを置こうかなということ考えたのですけれども、取りあえず、平均的なというか、包括的に日本全体を考えたときに家畜の福祉についてどんなふうなところで考えられているのかというのをまとめてみました。

1つは、一般的に言うと、家畜に関する飼養管理とか、畜産物になってくるといろいろな理解が出てくるように思うのですが、家畜を飼っているということについてなかなか、どんな飼い方をしているであるとか、あるいはどういうふうに輸送されているのかということについて、もともとの認識もないし、したがって福祉あるいは環境といった話になっていくときに、なかなか議論がしにくいほどに、余り情報がないな、皆さんはお持ちになっていないなということを感じておりますので、現状認識としては認識、理解が浅いということを書かせてもらいました。

2つ目は、先ほど佐藤先生の話の聞くと、実は相当研究は進んでいるということではあったのですけれども、一般的に言うと我々は家畜を快適に飼うということと、それによってどれくらい生産性が上がるかということについて余り意識もしてこなかったし、実際には考えていなくて、国内的に言うと科学的な知見も乏しくて、これも実は何で書いているかということ、議論するとき、科学的な知見に基づいて論理的な議論をするというのはよくあるパターンなのですけれども、それもなかなか難しくしているということを書かせてもらいました。きっといろいろ、そうではないというお話もあるかと思いますが、一応、私どもの認識としてはこういうことです。

3つ目は、とはいうものの、日本ではそういうところで議論は留まっているのですけれども、国際的には既に家畜福祉に着目した飼養管理、輸送、と殺ということの検討が始まって、中にはもう規制をして管理をするということまでできている。したがって、その次は、幾ら何でも議論を始めないといけませんねということになるのですけれども、そういう現状認識を書いてみました。これは、この会を始め一番最初の基本になるところなので、ほかにもいろいろな、こんなことがそもそもこの国では、この理解というのはこんなものではないかという御意見があればお願いしたいということです。

森座長 ありがとうございます。今、室長から御説明がありましたように、ここではたたき台として農林水産省の方で御検討いただいて、現状認識を3点挙げられておりますけれども、このほかにもこういうことが大事であるとか、あるいはこの項目はこう分け

の方がいいとか、御意見がありましたら、ぜひ今御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員 ファイブ・フリーダムズというのが動物の精密飼育管理という場合に重要です。世界的には - 世界的に何でこのファイブ・フリーダムズがあるかということ、その科学的な根拠があるからなんで、その中の扱い方についての視点がありません。人間が家畜を取り扱う方法、これはファイブ・フリーダムズの中にも、苦痛を与えるなという話が入っているわけですが、この扱い方の部分は生産性に非常に大きく影響するというデータは、一冊の本になるぐらいあります。その部分は加える必要があるだろうなど。そのファイブ・フリーダムズに照らし合わせて飼養管理というものを検討する必要があるのではないかという感じがしました。

森座長 例えば具体的な項目でおまとめいただくと、どういうふうな表現になりますでしょうか。

佐藤委員 私の文章でも書いたように、物理環境の整備ということで飼育環境整備の方向ということを書きましたけれども、物理環境の整備というのは熱環境、大気環境、光環境、音環境、社会環境、畜舎・施設環境、管理者、こういうものが非常に強く家畜の反応に影響を及ぼしています。

森座長 例えば3番の、国際的にはというようなところを、国際的な客観的な1つの指針として認められている5つの自由、ファイブ・フリーダムズというようなものを機軸に家畜福祉に着目した飼育管理、輸送等のあり方について検討が始まっていると。そこら辺に具体性を持たせるというようなことでよろしいですか。

佐藤委員 いまは、現状認識の議論ですか？

森座長 もしファイブ・フリーダムズということ盛り込むとすれば。

佐藤委員 当面の検討事項を考えていました。

森座長 検討課題に入る前の現状認識のところとして、何かそういうふうなことを入れておいた方がいいとすれば、どういうふうにそこを表現すればいいかということをお聞きしたかったのですけれども。

これは農林水産省の方でお考えいただいたものですので、これに専門的なお立場で、こういった問題もある、こういった問題もあるということ、ここで列挙しておいた方がいいということがあれば、ぜひ御意見をいただきたいということなんですけれども。

松木委員 現状認識というのはいろいろな視点から違ってくると思うのですけれども、

この検討会がOIE絡みでやるとすれば、最初から出ているように、(3)の中の、これだと輸送、と畜等の領域での家畜福祉あり方だけになってしまいます。OIE家畜基準はWTOの貿易ルールと密接な関係があるわけですから、まずは貿易流通的な領域から集中的にとりあげられているという認識が必要でしょう。それから(2)の方の、家畜の福祉と生産性の関係について科学的知見が乏しいということがあると思います。確かにそうなんですけれども、農業生産の側からすると、生産における家畜福祉問題の位置づけというのは1つの重要な柱ですよね。今ヨーロッパやアメリカは、good animal welfare practiceというコンセプトを採用してきているわけです。だから、それに関連して、(2)の家畜の福祉と生産性の関係という中にgood animal welfare practiceとコンセプトを位置づけるかどうなのかが問われてくると思われま。現状認識としてどこまでできるか難しいのですが。

それと関係するのでしょうかけれども、ヨーロッパとアメリカでは、ビジネスとしてこれはどう実現されているのかが取り上げられつつあります。日本の場合はまだまだなのかどうか。その辺は(2)の中で位置づけられるのであればいいのですけれども。(1)の方というのは一般的ですね。農業だとか貿易だとか、そういうところとつなげて、少し強調された方がいいかなと思います。

森座長 例えば(2)は家畜の福祉と生産性の関係について科学的知見に乏しいということですが、福祉と生産性の関係について動物科学的視点あるいは経済効率といった、いずれの視点からも科学的知見に乏しいというふうな具体的な表現をしておきますかね。

1つ目は、welfareという問題は動物科学というか、生理学とかそういう問題が絡みますので、動物科学的な視点というのがどうしてもかかわってくるわけですが、それはある意味で、福祉を向上させれば、一方では生産性はある程度落ちていく。それをただ、welfareというプラスアルファの部分でどう経済的にカバーしていくか。ブランド的なものでやっていくかということがありますので、動物科学的な視点あるいは経済効率の視点のいずれにおいても科学的知見、現状はこうあってほしいというような表現を考えていただいて、それを具体化すると。

(3)については、「畜産物の国際的な流通」といったような言葉を入れていただくということでもよろしいでしょうか。ちょっと思いつきませんが、

松木委員 流通というよりも貿易。

森座長 それはまた農水の方でお考えいただくということでもよろしく申し上げます。

それでは、ほかにもし御意見がなければ、次に「当面の検討事項」といたしまして、E U等での検討状況を踏まえて、今後我が国で、どういうふうな考え方を進めていくかということについて論点を御説明いただいて、委員の皆さんから御意見をちょうだいしたいと考えておりますので、ではまた室長さんからよろしくお願ひいたします。

廣川生産技術室長 「当面の検討事項」として3つ書いてあるのですけれども、主語が抜けていると思ったのは、主語を入れるとすると「E U等では」という主語がないと、「求めている」につながらないのですけれども、飼養管理、輸送、と殺についていうと、飼養管理についてはE U理事会指令というものがあって、先ほど説明しましたけれども、適切な管理者を配置しなさいか、観察・点検をきちんと、その回数、頻度も含めてあって、それから、家畜の行動の自由の確保、それから飼料給与をしなさいとか、飼育密度、光というのは、E U指令の中ではきちんと決められていて、それを管理する仕組みも求めている。こういう状況の中で、そういう基準を設けている中で、さて、私たち日本はどの程度のことまでを考えておかないといけないのかなということ、飼養管理というものを検討事項として挙げました。自由な議論をいただければと思います。

森座長 それでは1項目ごとということにいたしましょうか。まず、今御説明いただいた飼養管理の点ですけれども、ここが一番議論のたくさん出る場所ではないかと思ひます。どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思ひます。

佐藤委員 これを見て、先ほどもちょっと言ひましたけれども、施設とか管理者、人間の家畜に対する扱ひ方の部分もE Uの方ではかなりやっていますし、それが生産性に影響するし、当然、施設の形などによっても動物がスムーズに動けるとか、ストレスのかからないようなレイアウトというものがあるわけで、その部分の検討もやっているわけで、それによつて家畜がスムーズに移動できれば、けがの減少になるとか、扱ひ方によつて生産性が高まるとか、殴る蹴るで生産性が落ちるとか、そういう検討はされているわけで、その辺も検討していったらいいのではないかというふうな思ひます。

森座長 座長が発言していいのかわかりませんが、今そういうお話を聞きする中で、E UだとかO I Eだとか、いわゆるお上が主導で言うことには、割合観念論的などころが多くて面白みがない、というようなことが往々にしてありますけれども、佐藤先生のお書きになった、このレビューの中で、イギリスのスーパーマーケットだとかマクドナルドというのが本気でこの問題に取り組んでいることに非常に興味を持っています。彼らは長期的な観点から利益にならないことは決してやらないはずですので、いろいろな

ことを勘案して、家畜福祉特命の執行役員を置いたり、あるいはそういう家畜福祉の規定を社内に持つということが、自分たちの、その企業の将来にとってメリットが大きいという判断に至ったからこそ、こういうことをやっているのだらうと思うのですね。どういう経緯でそういうふうになってきたかということを知ることが、こういう論議を進めていく上で具体的なヒントを我々に与えてくれるのではないかというような、大変個人的な感想でありますけれども、そういう気がしているのですけれども、いかがでしょうか。この辺の問題について、佐藤先生、松木先生、まだ時間がありますので。

松木委員 この検討事項というのは、日本が先進事例を検討していく課題だと思っておりますけれども、例えばイギリスの場合は、EU基準の手本になるような法制度とか指針があるわけですね。そういう政策、法律による家畜福祉を重視した飼養管理の改善というものと、それから今言われたような、いわゆるビジネスとして刺激を与えて、農業者から消費者までの、1つの家畜福祉を重視したフードチェーンをつくっていくという、その2つがあると思うのですよ。イギリスの場合には、家畜について幾つかの飼育改善勧告制度というのがあるのです。日本で言えば普及員と申しますか、普及員以上の権限を持っていますけれども、家畜福祉の基準に合っているかどうかを査察するわけですね。そこで改善計画を与えていくというのが先行してあるわけですよ。

だから、法による罰則だとかそういうことではなくて、むしろ柔らかい、こうしたらどうかという経営指導と申しますか、飼育指導みたいなことは学ぶ1つのシステムだと思うんですよ。

もう1つは、先ほど言ったマクドナルド、テスコなど、自ら飼育管理技術を開発していく事業活動です。家畜福祉に基づく飼育方法、技術というのは本当に未開発の部分が多いと思います。ヨーロッパの農家の実態調査をしても、畜舎などは、ほとんどが昔のままです。それほど新しいもの、家畜福祉のための施設をつくっているわけではないわけです。慣行的に使用していた畜舎を少しずつ改善していくということが実態ですので、そういう意味からすると、流通業者や消費者とチェーンをつくり、経済的な刺激を与えることによって、農家の家畜福祉への意識なり飼養管理技術を変えていくことが重要です。

森座長 ほかに御意見はございますでしょうか。もし、後から御意見があればまた伺うということにしまして、取りあえず2番目の輸送の問題に移らせていただきますでしょうか。

廣川生産技術室長 例えばEU指令とかOIEのガイドラインを見ていると、非常に規制的なおいが強くて、それにあわせて行政の仕組みで管理しなさいみたいになっている

のですけれども、我々が行政を考えるときには、規制行政でいくのか、振興行政でいくのかというのはいつも考えるところで、必ずしも貿易的観点という、それにEUの基準に合わせないとEUに輸出できないというような話になると、もう少し考えないといけないのですけれども、まだ日本の場合は幸か不幸か、EUにそんなに農産物を輸出するという状況ではないので、今のリコメンデーションというのは大変ありがたいなというふうには思いました。

私の方から振るのはよくないのかもしれませんが、西沢委員は生産現場に近いところにいらっしゃると思うのですけれども、規則で規制としてかかってきてしまうことについて何かお考えがあったら教えてほしいのですが。

西沢委員 すべての畜産の現場について承知しているということではないので、生産行為をビジネスとして行っているということからしまして、規制という形で一気にやっていくことがいいのかどうか、非常に難しい問題だと思うのですが、大きな観点から言ったときに、全体的には、きょうある程度勉強させていただいているようなところもあるのですが、単に福祉を追求したときに生産性が本当に下がるのかという問題があると思うのですね。いわゆる生育なりという観点からしたときに、きょう先生からいろいろ御提供をいただいたりお話を聞いているのですが、かなりこういうことをやっぺいこうという動きも片方ではあるというふうに思います。生産者、いろいろレベルはあると思うのですが、そういう中で家畜の飼育環境をある程度いいものにし、そのような取り組みの中で、その結果として相当な生産物を生産するというような生産者も相当数は多いし、実際にそんな認識もあるかと思しますので、その辺の実態とある程度合わせた、地に着いたような議論をしておく必要があるのかなというふうな感想を持っております。

森座長 今、西沢委員から御指摘をいただいたことについては、乳牛の場合は、かつて高泌乳牛を牛舎の中につなぎっぱなしにして、栄養価の高いえさを与えて、ものすごい量の牛乳を搾るけれども、いろいろな病気が頻発するというようなことがありました。一方では、放牧を組み合わせたりとか、スーパーカウではない中程度の能力を持った牛を大事に長く、健康で飼って、病気をさせないという、そういったものに農家の志向がまた戻ってきているということも耳にしたりすることがありますけれども、今のようなことがありますと、動物の福祉という観点と生産性というものが必ずしも相反するものではないというふうにも思われます。けれども、佐藤先生の専門の御研究分野だと思いますけれども、何か御意見はございますでしょうか。

佐藤委員 福祉というのはコンフォートですので、家畜側がどういう感覚、感じを持っているか。アメリカの畜産でも実はコンフォートという発想が近年出てきて、特に乳牛飼養ですよね。アメリカのように高泌乳牛を飼うに当たって、管理されたときに家畜側がどう思っているかということは実は重要だということが、わかってきているということです。不快に思うことがストレスになって生産性を下げることがはっきりしている。コンフォートを高めてやることによって、一頭一頭の生産性は多分上がるのだと思うのですね。だから、一頭一頭の生産を重視するような大家畜の場合は、かなり福祉と生産性というのは直に関係するのだと思うのですが、ニワトリとか豚など個体の生産性よりも、もっと群としての生産性というか、土地あたりの生産性という話になってくると、多分 welfare を向上させることと生産というものが矛盾してくる。大家畜の場合はほとんど矛盾なく、従って農業者の発想としても welfare が出てきているのだと思いますね。

松木委員 家畜の福祉から入りますと、農家の方は結構抵抗しますね。家畜の健康としてとりあげ生産に結びつける仕方がいいと思われま。従来のような予防や治療のために抗生物質などを投与する飼育方法から転換して、家畜の健康・福祉に配慮した飼い方をすれば、そういう生産コストも低減するというメリットを示すことが大切です。と同時に、これは全農の安全安心システムがされている「家畜の健康は人間の健康」という標語がありますけれども、まさに健康な家畜による畜産物というのは、品質的にも、今問題になっている安全性にもつながるわけで、そこで評価が高くなる。それが、すぐブランド化しなくても、消費者の方はそれなりの高い評価と価格で購入するということに結びつくと思います。だから家畜を健康に飼うという基本的なところをベースにすれば、農業経営なり農業生産の目標である、高い価値を生み出すということにつながるでしょう。その辺の論理をはっきりさせていけば、必ずしも生産性と家畜の福祉が相反するということはないと思います。

森座長 私もその御意見に大賛成です。人の方では、今精神科とか心療内科は大はやりで、アメリカでは2,000万人以上の人、つまり約10人に1人が毎日、抗不安薬を飲んで生活をしているという状況なんですね。要するに、心に不安があったり恐怖があったりすると、正常な生活ができない、生産性が下がってしまうわけです。

実は獣医学には人間の精神神経科ですとか、あるいは心療内科に相当するような分野がこれまで全然なかったのですけれども、ようやく、行動治療学とかそういう分野ができてきました。今までは犬や猫でも、病気になったら注射して手術して、入院舎とかに放り込

んでいたのですけれども、それは飼い主から引き離される初めての経験なので、物すごい不安を覚えるんですね。そういう不安がある状態では、治るものも治らない、あるいは治療がすごく遅くなってしまいます。ようやく、そういうことに目が向き始めました。

これはまさに畜産の生産現場でも同じで、動物が不安を覚えたりとか、ストレスを受けていたら、当然、病気にもなりやすくなるし、生産性も下がってしまいます。ベテラン農家や畜産家の人たちというのは、そこら辺をちゃんとわかっているのです、上手に牛を飼ったり、豚を飼うということが経験的にできていたわけです。そういう経験に培われたノウハウというものをいかに科学の言葉に表していったって、きちんとした知識を体系化していくかということ、飼養管理というものに関しては大事な条件の整備になるような気がいたしております。

もしよろしければ、順番に行って、また最後に、必要があれば戻っていきたいと思いますので、次の輸送の問題についてよろしくお願いします。

廣川生産技術室長 資料を読めばわかるような話なんですけれども、輸送については、今回、OIEのガイドラインに出てきている項目で、それは飼養管理ともよく似たような形になっていて、だれが - この場合は、輸送途中、管理する専用の人がもしいないのだったら、そのときは運転者がまさに責任を持ちなさいというような内容になっていたり、乗せる、降ろすときにも家畜に不安を与えてはいけません。それから乗せている間の環境。そのときに空腹感があるようではいけない。何時間ごとに休憩をとりなさいと、こんな基準になっています。

ここあたりが先ほどの飼養管理と似た議論になるかと思うのですけれども、項目としてはこういうものが検討の、ここでは考えていけない問題として挙げられております。

森座長 ありがとうございます。席上配付されたものは大野委員からのものです。よろしければ御説明をいただきますでしょうか。

廣川生産技術室長 大野委員からいただいたのは、大野委員の組合で行われている家畜の輸送に係る現状というものです。お配りしているのですけれども、実は御本人と連絡がとれておりませんで、公開資料とできるかどうかわかりませんので、委員の方だけにお配りしました。したがって読み上げます。

家畜運送業者との間では、出荷場所での出荷業務のときに、必ず立ち会って、家畜の性格、検討状況をチェックして出荷を実施しているという状況です。

あと、輸送中の事故というのがあるのですけれども、これについては輸送会社との間で責任をきちんと明確にしたものを飼わせているということです。

出家畜については3種類に分けて教えていただいております。育牛の場合は、まず床にじゅうたんが敷けるようにしておいてある。それから1頭ごとの仕切りマットがあって、1頭ごとに水分補給ができるようになっている。餌も載せております。

あとは、連絡体制があって、相手先に、いつ着いたか、あるいは船からいつおりたか、こういうものの連絡が入るようになっています。

それから、素牛というのは肥育素牛だろうと思うのですけれども、これについては集団で出荷することになるので、極力、同一の出荷者、生産者の出荷を心がけて、別々の分を同居させない。今まで飼われていた部分をそのまま出そう、こういうことになっております。

ドライバーの注意事項としては、急ブレーキ、急カーブをしないように。

あと、電気棒とかムチとか、もちろん使いません。

乳牛の出荷の場合は、5頭単位でロープを用いて仕切りをしています。

水分補給と給餌は、厳格に指示してある。

経産牛のときには1頭、1頭、別にしております。

現状はこういうことだいう連絡というか、情報をいただいております。

森座長 大野委員は本日御欠席でしたので、メッセージでコメントをいただきましたけれども、いかがでしょうか。家畜の輸送にかかわる問題について何か御意見がございますでしょうか。

山下委員 大野委員の補足になるかと思うのですが、芝浦のと畜場に搬入される牛、豚についてです。芝浦と場には、全国から牛については搬入されます。北は北海道、南は九州と、本当に全国規模になるかと思うのですが、現在、高速道路が完備しておりますので、輸送といいましても一日以上かかることはないようになってきていると思います。遠方の場合にはフェリーを利用するというようなこと。青函連絡船の部分だけでなく、大洗の方までフェリーで持ってきちゃうというようなことをやりまして、時間的にはかなり短縮されているというような現状になっておるかなと思います。したがって、輸送中に給餌するというのは余り耳にしたことはないのです。もしかすると私の勉強不足かもしれないのですが。

芝浦の場合は黒毛和牛あるいはF1の交雑牛がほとんどすべて、90何%を占めており

ますので大変大切に扱われております。途中でストレスをかけるかというようなことがあります、商品価値が極端に下がってしまいます。例えば筋肉水症を起こすとか、と畜時に筋肉出血を起こしてしまうかというようなことがありますので、なるべく、そっとそっと運んでくるというような現状でございます。

豚につきましては、比較的関東近県、一番遠くて岩手あたりぐらいですか。これもまた高速道路が完備しておりますので、大体3、4時間ぐらいで到着するということですので、給餌、給水はやらないと。到着してから係留場で牛も豚も飲めるような装置がありますので、そちらで飲んでもらうというような格好になっています。

やはり、夏場等では暑さもありまして、時には輸送中あるいは輸送後に死んでしまうというような事例もあるわけですが。

豚につきましては経済活動の影響を非常に受けています。産地近くのと畜場で、と畜して、ボックスミートで大都市の市場に搬出するというような傾向が近年、特に強くなっていて、芝浦と場での豚のと畜は減りつつあるということでございます。

また思い出したら補足させてください。

森座長 ありがとうございます。ほかに、輸送に関して御意見、コメントはございませんでしょうか。

もしないようでしたら、取りあえず先に進ませていただきたいと思いますので、3番のと殺についてお願いします。

廣川生産技術室長 と殺は、今回のOIEのガイドラインでは、搬入からの、家畜を置いておくところから始めて、ずっとこういうことで、と畜はやりましょうという細かい基準が書かれております。内容は私もわからないので、そもそも日本でも既にこれぐらいのことは行われているような気もするんですけども、EUというかOIEでは、と殺についても結構細かい内容にまで書き込まれている基準になっております。

森座長 ありがとうございます。非常に大分な資料がついていまして、ざっと斜めに拝見した限りでは、大変、事細かに具体的なものまで記載されているようなのですけれども、OIEの方で特にこういうふうな具体的かつ詳細な整理をしているということについては、何か特に事情があるのでしょうか。これは鎌川専門官とか佐藤委員、松木委員の方から、もし御説明をいただければ。鎌川さん、いかがですか。

鎌川畜産振興専門官 なぜこのような状態になっているか、このような記載になっているかにつきましては理由自体は私も存じ上げません。といいますのは、他の4つのガイド

ラインにつきましては、4つのそれぞれの特別委員会というものを、OIEの事務局長みずから発足させまして、その分野の専門家、と殺方法ならと殺に詳しく研究なされている専門家を招聘し、このようなガイドラインの原案ができたということですので、多分、現時点での科学的、最新の知見になると思いますけれども、そういうものを持ち合っ、このような形に落ち着いたということかと思っております。

OIE自身は、国際貿易を促進するという目的の機関でございますが、一方、このような動物福祉というものと相反する面もあるかもしれませんけれども、そういうものも一方では科学的に扱うというスタンスでやっておりますので、そのあられかなという形でとらえております。ただ、意図は私自身も存じ上げません。

森座長 1つは、それだけ現状で問題を抱えているということも推察できるのですけれども、その辺はいかがですか。

鎌川畜産振興専門官 確かに、スタンニングの方法とか、いろいろ細かく規定されておりますけれども、苦痛をいかに抑えて動物をと殺するかということに配慮して作成された内容だと考えられます。

森座長 松木委員に先ほど見せていただいた資料なども、かなりそういう問題が取り上げられていたようなのですけれども、何か、この辺について。

松木委員 僕も専門家ではないのでよくわからないのですけれども、我々はOIEにオブザーバーとして参加しているICFAW(国際家畜福祉連合)というものがあまして、その代表者がOIEの会議の委員になっています。そこでNGOとしての意見を出して、OIEの原案に若干の修正なり意見を出しています。そのワークショップに何回か出ているのですけれども、今出された質問自体は自明のこととして余り論議されたことはないですね。むしろ具体的に、OIEの出した原案について、もっと足りないとか、そういうことがなされているので、僕もあえてそこを問題としてこなかった。実は5月の10、11、12と、総会の前にNGOが集まって話すワークショップがありますので、そのときに聞いてみようと思います。

森座長 佐藤委員、何かありますか。

佐藤委員 私もよくわかりませんが、向こうの方がやはり多くの福祉問題があるのだろうと思いますね。畜産はかなり幅広く広がっていて、いろいろなところにと殺場があり、輸送もいろいろなところから、小規模から大規模からあって、そういうことで、いろいろな問題があるのだと推察しています。日本の場合は特に牛なんかだと、1頭1頭、値段が高

いですから大事に扱うわけで、と場もきちんと整備されていますので、多分、日本の方がきっちりされているのではないかなという感じは持っています。

森座長 本日の問題とは直接関係ないかもしれませんが、いろいろな愛護団体との接点というのは最終的にはヒューメンキリングという、人道的なと殺というのでしょうか、そこはかなり議論が集約されているような印象を持っています。たとえば韓国や東南アジアでは犬を食用にするということについて、文化や伝統には別に口を差し挟むつもりはないけれども、そのポイントだけはきちんとすべきであるというようなことで、と殺の問題というのはセンシティブな問題でもありますけれども、非常に重要視されているというふうな印象を持っています。その辺もし、今度行かれて、情報が入りましたら、またお教えいただきたいと思います。この点については山下委員が日常的にいろいろ直面しておられる問題もあると思いますので、少し御意見を伺いたいと思いますけれども。

山下委員 芝浦と場でやっておりますと畜につきましては、牛はボルトピストルを使っています。額を打額して、頭蓋骨に穿孔したところをピッシングしています。これは、長い、2m ぐらいのナイロンワイヤーを使っています。B S E の関係がありますので、一頭一頭交換して、完全に消毒して、また次の日に使うという形です。

昔なんです、立川にと場がありましたころも、私、と畜検査員をやっていたのですが、そのころは打額斧からボルトピストルにちょうど切りかわるところでして、ハンマーの先端に弾丸サイズの突起物がついた斧で額を打って、藤のつるですか、トウというふうに呼んでおりましたが、それでピッシングをやっておりました。地方のと場に行けば、まだそういうような原始的な方法もあるのかなと思います。

豚につきましては、現在、芝浦と畜場では炭酸ガス麻酔をやっています。ゴンドラに一頭一頭豚を入れて、地下の炭酸ガス槽に沈めて、ゴンドラですから自動的に上がってくる。麻酔がかかった状態で放血するというようなあんばいになっています。地方に行きますと、電撃殺ですか、電気で仮死状態にして放血するというのも普通に行われていると思います。

森座長 それぞれの自治体の間でと殺の方法を統一しようとか、あるいは情報交換をして効率よくしようとか、そういうことはどういうふうに行われているのでしょうか。

山下委員 牛につきましては、御存じのとおり、今ピッシングをどうするかというようなことが厚生労働省を中心として議論されております。自治体間での意見交換というのは

今のところないと思うのですが、中央卸売市場を抱えました自治体では個人的には情報交換をしております。ただ、労働安全衛生の問題が絡んできますので、即廃止ということにはまだ至らないと思います。

今回の、この資料を拝見しますと、打額した後になるべく速やかにピッシングをこなさというふうなことが書かれてありまして、衛生の面とこの辺がどういうふうに整合するのかなということ非常に興味がありますので、もし情報があればお教え願えればと思っています。

森座長 いかがでしょうか。ただいまの件について御意見の追加はございませんか。

よろしければ、今、3つの事項について御紹介いただいて御意見を伺いましたので、全体を通じて当面の検討課題というものを整理して、この点を特に重点的に議論すべきであるとか、あるいはプライオリティーをどういうふうにつけるか等について御意見がございましたら、ぜひお願いします。

鎌川畜産振興専門官 ピッシングは「疾病コントロールを目的とする人道的な動物の殺処分に関するガイドライン」のところに載っておりますけれども、確かにピッシングを経た肉は一方で、BSEのコードにおきましては貿易が制限されております。ですけれども、ここはあくまでも殺処分ですので、通常、人の口に入らないという前提で多分考えられているのかなと思います。ただ、そこはまだ確認したわけではございませんけれども、そういうことが前提でつくられているのかなと。

人の食料の話になりますと、当然、BSEのOIEのコードの方でピッシングを経た肉は貿易が制限されておりますので、そのスタンスは変わらないと思います。

森座長 ありがとうございます。

松木委員 (1)(2)(3)に共通すると思うのですが、家畜福祉問題として必ず取り上げられるのが担い手の問題です。と場管理者、輸送の運転手などの教育、研修、資格授与に関わる人づくりです。担い手をどうするのかというのは大変大きいと思うのですね。ヨーロッパの家畜輸送の運転手は特別免許証が要ります。普通の免許証プラスアルファの免許証が要るわけです。日本の場合にはどうも流通過程の輸送上の統計だとか調査がほとんどないので、幾つか個別的に聞いてみると、かなり優秀な人が運転されている。この資料にも書いてありますけれども、熟練した人がやっていて、トラックの内装なども輸送業者が独自に開発されているわけですね。おそらく芝浦でもいろいろな情報を交換し合って、輸送中の家畜に傷がつかないようなアイデアをお互いに交換していると聞きます。

そういう意味では、情報がデータとしてつくられていない、あるいはマニュアルができていないと思われます。それに基づいて、どういう研修制度をつくり資格まで授与するのが行政的には大変重要な課題になるのではないかなというふうに思います。

森座長 大変重要な御意見だと思いますけれども、今の点について、もし農水側で何か御意見等がありましたらどうぞ。いろいろなことで、今チームワークということが見直されています。医療もそうですし、いろいろな分野でさまざまなエキスパートが協力し合わないとなんか物事は成り立っていかないわけですし、畜産の分野でも、繁殖、飼養管理、疾病の予防、治療、輸送があって、畜産物の流通あるいは加工がある。まさにそれぞれの分野の専門家の力を結集しなければいけないのですけれども、今のところで一番欠けていると言われているのがコーディネーターです。エキスパートの力を効率よく、どうまとめ上げていくかというコーディネーター、まさに、今、松木委員がおっしゃった人づくりが非常に立ち遅れているというところがあって、ぜひそこら辺のことについて言及してほしい、この検討事項の中に、人という観点を入れていただければというのが私の個人的な感想です。

16時までという予定になっておりますので、時間も残り少なくなってまいりましたけれども、何か御意見がございますでしょうか。オブザーバーとして参加されている石井さん、何かございますか。よろしければ一言どうぞ。

石井動物愛護管理専門官 発言の機会を与えていただきましたけれども、オブザーバーとして参加させていただいている、環境省の動物愛護管理室の石井と申します。動物愛護管理を担当しているということでこちらの席にお伺いしています。

農林水産省さんの方から、動物愛護管理法ですとか、今、産業動物の飼養及び保管に関する基準の御紹介がなされておりますけれども、平成13年1月に、環境省の方に動物愛護管理法が所管がえをしてまいりまして、その段階で既に、こういった動物の所有者が行うべき、よるべき飼養保管の基準というものは、ペットを主体とした家庭動物の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、実験動物の飼養保管基準、産業動物の飼養保管基準と、4つございましたけれども、私どもの方に来た段階で既に古くなっておりました。それで、13年以降、順次見直しをしております、家庭動物、ペット動物の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準は改正をしたいところがございます。これから順次、実験動物、産業動物等、最新の知見に基づいた所有者の責務あるいは努力規定としての飼養保管基準を考えていきたいと考えておりますので、またその際には、いろいろとお知恵を拝借できればと考えております。もちろん、こういった飼養保管基準については関係省庁と御相談をさ

せていただくことになっておりますので、またひとつどうぞよろしくお願いいたします。

森座長 ありがとうございました。

ほかにご覧にございませんでしょうか。もしなければ、本日は委員の皆様の大変貴重な御意見をいろいろお聞かせいただきまして、どうもありがとうございました。事務局の方では、本日の議事録を取りまとめいただきまして、後日これは公開する予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」はこれで閉会にいたしたいと思っております。長時間どうもありがとうございました。

8 . 閉 会

藤田常務理事 本日は大変御熱心に御論議いただきましてありがとうございました。また、今後この検討会で検討をさらに進めるということに当たりましては、そのテーマに沿った御専門の方にも御出席いただきまして、十分検討を行い、このテーマでございます「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する考え方」というものがさらに熟成されていけばというように考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時00分 閉会